

令和5年第1回大洗町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和5年11月7日（火曜日） 午前9時30分開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 選挙第 2号 議長の選挙
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 選挙第 3号 副議長の選挙
- 日程第 6 議席の指定
- 日程第 7 常任委員会委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 9 議会広報編集委員会委員の選任
- 日程第10 選挙第 4号 大洗、鉾田、水戸環境組合議会議員の選挙
- 日程第11 選挙第 5号 鉾田・大洗広域事務組合議会議員の選挙
- 日程第12 選挙第 6号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第13 同意第 3号 大洗町監査委員の選任について
同意第 4号 大洗町監査委員の選任について
- 日程第14 議案第58号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	関根健輔君	2番	小野瀬とき子君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	柴田佑美子君
7番	飯田英樹君	8番	小沼正男君
9番	今村和章君	10番	勝村勝一君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	まちづくり推進課長	海老澤督
総務課長	清宮和之		

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議会事務局長（田山義明君） おはようございます。事務局長の田山です。

議席が決定されるまでの間、そのままの席にご着席願います。

臨時議長について申し上げます。

本日の臨時議会は、一般選挙後初めて行われる議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。ご出席の議員の中で勝村勝一議員が年長議員でございますので、ご紹介申し上げます。

それでは勝村議員、議長席へお願いいたします。

〔勝村勝一議員 議長席へ着席。議事を執る。〕

○臨時議長（勝村勝一君） 皆さん、おはようございます。ただいま紹介を受けました勝村勝一でございます。

皆さんには、先の町会議員選挙におきまして当選の榮譽を得られ、ここに会同されましたことは、誠に同慶にたえません。心からお祝いを申し上げます。

それでは、地方自治法第107条の規定によりまして臨時議長の職務を行います。どうぞ皆様、宜しく願い申し上げます。

開会 午前9時30分

◎開会および開議の宣告

○臨時議長（勝村勝一君） ただいまの出席議員は12名であります。

令和5年第1回大洗町議会臨時会を開催いたします。

本日の会議を開きます。

◎町長あいさつ

○臨時議長（勝村勝一君） 國井町長、挨拶を宜しくお願いいたします。

〔町長 國井豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） おはようございます。

厳しい選挙戦を乗り越えられ、見事当選の榮譽を得られた議員の皆さん、ご当選誠におめでとうございます。心からお祝い申し上げます。

議会、行政、それぞれ役割、機能違いますが、存在意義、目的は同じであります。私ども行政も、しっかりと説明責任を果たしながら、持続可能なまちづくりを進め、住民の皆さん方の幸せをしっかりとつくってまいりたい、そんな思いであります。

議員の皆様方におかれましても、これまで同様、変わらぬご指導、ご支援をお願いを申し上げる次第であります。誠にありがとうございました。どうぞ宜しくお願いいたします。

○臨時議長（勝村勝一君） 國井町長、ご祝辞ありがとうございました。

◎仮議席の指定

○臨時議長（勝村勝一君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま皆様が着席しております席を仮議席として指定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

（午前9時34分）

○臨時議長（勝村勝一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前9時40分）

◎選挙第2号 議長の選挙

○臨時議長（勝村勝一君） 日程第2、選挙第2号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、投票により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（勝村勝一君） 異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（勝村勝一君） ただいま出席している議員は12名であります。

立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、1番 関根健輔君、2番 小野瀬とき子君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（勝村勝一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（勝村勝一君） 投票用紙の配付漏れはないと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱の点検〕

○臨時議長（勝村勝一君） 異常ないと認めます。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の

上、点呼に応じて順番に投票をお願いいたします。

事務局長から氏名を読み上げます。宜しくをお願いいたします。

〔議会事務局長「氏名」点呼・投票〕

○臨時議長（勝村勝一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（勝村勝一君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。1番 関根健輔君、2番 小野瀬とき子君の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（勝村勝一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票のうち、有効投票9票、無効投票3票。うち白票3票。

有効投票のうち、飯田英樹君9票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、飯田英樹君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議会開鎖〕

○臨時議長（勝村勝一君） ただいま議長に当選されました飯田英樹君に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選を通告いたします。

◎議長就任のあいさつ

○臨時議長（勝村勝一君） 議長飯田英樹君のご挨拶をお願いいたします。

〔議長 飯田英樹君 登壇〕

○議長（飯田英樹君） ただいま議長に就任させていただきました飯田英樹でございます。この歴史と伝統ある大洗町議会の議長の職ということを大変重く受け止めております。

私の考え方、メッセージに対しまして、皆さん方からのいろいろなご意見を丁寧に聞かせていただきながら議会運営を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

○臨時議長（勝村勝一君） 以上をもちまして、議長の選挙は終了いたしました。

皆様のご協力により、臨時議長の職務をつつがなく果たすことができました。厚く御礼申し上げます。

本席を議長と交代いたします。

〔飯田英樹議員 議長席へ着席。議事を執る。〕

◎会議録署名議員の指名について

○議長（飯田英樹君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、1番 関根健輔君、2番 小野瀬とき子君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（飯田英樹君） 日程第4、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前9時50分）

○議長（飯田英樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時54分）

◎選挙第3号 副議長の選挙

○議長（飯田英樹君） 日程第5、選挙第3号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票により行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（飯田英樹君） ただいま出席している議員は12名であります。

立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、1番 関根健輔君、2番 小野瀬とき子君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（飯田英樹君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

○議長（飯田英樹君） 異常ないと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順番に投票をお願いいたします。

事務局長から氏名を読み上げます。

〔議会議務局長「氏名」点呼・投票〕

○議長（飯田英樹君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。1番 関根健輔君、2番 小野瀬とき子君の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（飯田英樹君） 選挙の結果をご報告いたします。

投票総数12票のうち、有効投票12票、無効投票0票、白紙0票であります。

有効投票のうち、石山 淳君12票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、石山 淳君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議会開鎖〕

○議長（飯田英樹君） ただいま副議長に当選されました石山 淳君に対し、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選を通告いたします。

◎副議長就任のあいさつ

○議長（飯田英樹君） 副議長石山 淳君のご挨拶をお願いいたします。

〔副議長 石山 淳君 登壇〕

○副議長（石山 淳君） ただいま副議長に選任していただきました石山 淳でございます。ありがとうございました。

皆様の期待に応えられるように、副議長の職を地方自治法にのっとり、そして、飯田議長を補佐するのはもちろん、副議長の職を全うすることを皆様方にお誓い申し上げまして就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（飯田英樹君） 以上をもちまして、副議長の選挙は終了いたしました。
暫時休憩といたします。

（午前10時03分）

○議長（飯田英樹君） 再開いたします。

（午前10時03分）

◎議席の指定

○議長（飯田英樹君） 日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定に基づき、議長が指定いたします。

事務局長より議席番号、氏名を朗読させます。事務局長 田山義明君。

○議会事務局長（田山義明君） それでは、お読みいたします。議席番号、氏名の順にお呼びいたします。

1番	飯田英樹君	2番	石山淳君
3番	関根健輔君	4番	小野瀬とき子君
5番	櫻井重明君	6番	伊藤豊君
7番	柴田佑美子君	8番	小沼正男君
9番	今村和章君	10番	勝村勝一君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

以上です。

○議長（飯田英樹君） ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

直ちに新しい議席に着席願います。

なお、会議録署名議員は変更いたしません。

お願いいたします。

〔議員の新議席着席〕

◎常任委員会委員の選任

○議長（飯田英樹君） 日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員については、委員会条例第7条4項の規定により、議長において指名いたします。

事務局長から委員名を朗読させます。朗読は順不同であります。事務局長 田山義明君。

○議会事務局長（田山義明君） それではお読みいたします。

飯田英樹君、石山 淳君、関根健輔君、小野瀬とき子君、櫻井重明君、伊藤 豊君、柴田佑美子君、小沼正男君、今村和章君、勝村勝一君、坂本純治君、菊地昇悦君。

以上です。

○議長（飯田英樹君） お諮りいたします。ただいまの朗読のとおり、常任委員会委員を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に常任委員会を開き、委員長および副委員長の互選をされ、議長まで報告願います。

（午前10時06分）

○議長（飯田英樹君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午前10時30分）

◎常任委員会正副委員長の互選の報告について

○議長（飯田英樹君） ただいま総務常任委員会が開かれまして、委員長、副委員長の互選の結果が届いておりますので、ご報告を申し上げます。

総務常任委員長に櫻井重明君、副委員長に小野瀬とき子君。

以上で報告を終わります。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（飯田英樹君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定に基づき、議長が指名いたします。

事務局長から委員名を朗読させます。田山事務局長。

○議会事務局長（田山義明君） それではお読みいたします。

石山 淳君、伊藤 豊君、柴田佑美子君、小沼正男君、今村和章君。

以上であります。

○議長（飯田英樹君） お諮りいたします。ただいま朗読したとおり、指名したいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開き、委員長、副委員長を互選され、議長まで報告願います。

（午前10時32分）

○議長（飯田英樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時39分）

◎議会運営委員会正副委員長の互選の報告について

○議長（飯田英樹君） 休憩中、議会運営委員会が開かれ、委員長、副委員長の互選の結果が届いておりますので、ご報告いたします。

議会運営委員長には今村和章君、副委員長に伊藤 豊君。

以上で報告を終わります。

◎議会広報編集委員会委員の選任

○議長（飯田英樹君） 日程第9、議会広報編集委員会委員の選任を行います。

議会広報編集委員会委員の選任につきましては、議会広報発行規程第6条に基づき、議長が指名いたします。

事務局長から朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（田山義明君） それでは、お読みいたします。

関根健輔君、小野瀬とき子君、伊藤 豊君、今村和章君。

以上であります。

○議長（飯田英樹君） ただいまの朗読のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩中に議会広報編集委員会を開き、委員長、副委員長を互選され、議長まで報告願います。

（午前10時41分）

○議長（飯田英樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会広報編集委員会正副委員長の互選の報告について

○議長（飯田英樹君） ただいま議会広報編集委員会が開かれ、委員長、副委員長の互選の結果が届いておりますので、ご報告申し上げます。

議会広報編集委員会委員長に伊藤 豊君、副委員長に関根健輔君が互選されました。

以上で報告を終わります。

◎選挙第4号の上程、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第10、選挙第4号 大洗、鉾田、水戸環境組合議会議員の選挙を行います。

本組合議会議員の選挙につきましては、同組規約第5条第1項の規定に基づき、大洗町は7名を選出いたします。

お諮りいたします。選挙の方法について、指名推選とし、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選として議長が指名することに決しました。

櫻井重明君、そして私、小沼正男君、今村和章君、勝村勝一君、坂本純治君、菊地昇悦君。

以上でございます。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました7名の議員を当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。よって、指名のとおり決しました。

ただいま当選されました7名に、会議規則第32条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

◎選挙第5号の上程、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第11、選挙第5号 鉾田・大洗広域事務組合議会議員の選挙を行います。

本組合議会議員の選挙につきましては、同組規約第5条第1項の規定に基づき、大洗町は2名を選出いたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、指名推選とし、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とし、議長が指名することに決しました。

指名いたします。鉾田・大洗町広域事務組合議会議員に、勝村勝一君、そして私飯田英樹を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました2名の議員を当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。よって、指名のとおり決しました。

ただいま当選されました2名に、会議規則第32条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

◎選挙第6号の上程、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第12、選挙第6号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本広域連合議会議員の選挙につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第7条および第8条第1項の規定に基づき、大洗町議会議員より1名を選出いたします。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推選とし、議長が指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とし、議長が指名することに決しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に菊地昇悦君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました菊地昇悦君を当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、指名のとおり決しました。

菊地昇悦君に対し、会議規則第32条第2項の規定に基づき、当選の告知をいたします。

○議長（飯田英樹君） ここで、大洗町営住宅入居者選考委員会委員につきまして、ご報告いたします。

大洗町営住宅管理条例施行規則第36条第2項の規定に基づきまして、関根健輔君、柴田佑美子君、今村和章君、勝村勝一君、4名を議会より推薦したいと思っております。

以上で報告を終わります。

◎同意第3号および同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第13、同意第3号 大洗町監査委員の選任について、同意第4号 大洗町監査委員の選任について、議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 同意第3号および同意第4号 大洗町監査委員の選任につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

同意第3号につきましては、識見を有する者のうちから選任する監査委員として、中根一明氏を大洗町監査委員として選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は4年となっております。

中根氏は、茨城県において企画部科学技術振興課長、病院局長、国体・障害者スポーツ大会局長、総務部長を歴任されました。退職後は、国立大学法人茨城大学において監事を4年間務められ、現在は茨城県行政書士会事務局長として活躍されております。

次に、2ページをお開きください。

同意第4号につきましては、議員のうちから選任する監査委員として、柴田佑美子氏を大洗町監査委員として選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は議員の任期までとなります。

以上、同意第3号および同意第4号につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、ご同意のほど宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより同意第3号 大洗町監査委員の選任について、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第3号 大洗町監査委員の選任について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号は、原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、同意第4号 大洗町監査委員の選任につきましては、地方自治法第117条2の規定により、7番 柴田佑美子君の退席を求めます。

〔柴田佑美子議員 退席〕

○議長（飯田英樹君） これより同意第4号 大洗町監査委員の選任について、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第4号 大洗町監査委員の選任について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、同意第4号は、原案のとおり同意することに決しました。

ここで柴田佑美子君の退席を解きます。

〔柴田佑美子議員 着席〕

○議長（飯田英樹君） 柴田佑美子君に、監査委員の選任について、原案のとおり可決されましたのでご報告いたします。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田英樹君） 日程第14、議案第58号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることについて議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長（國井 豊君） 議案第58号につきまし、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

令和5年度一般会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

10月17日付けにて専決処分いたしました令和5年度大洗町一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億3,281万1,000円とするものであります。

4ページの下段をご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

総務費の地域づくり総務費につきまして、ふるさと納税事業における新規返礼品やマーケティング強化、さらには寄附申し込みに当たっての利便性向上に向けた取り組みを進めた結果、当初見込んでいた金額を大きく上回る寄附をいただいたため、寄附者への返礼品や基金への積み立てなどとあわせて6億円を追加計上するものでございます。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしましては、4ページの上段のとおり、寄附金6億円を追加補正するものであります。

以上、議案第58号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第17

9条第1項本文の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものでございます。

○議長（飯田英樹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第58号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 伺います。

4ページですが、このなかで積立金として3億円が計上されておりますが、これまでのふるさと納税の寄附金と今回合わせて合計額としてはね、基金としてはどのぐらいになっているのか伺います。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

まず、令和4年度末の基金残高でございますが4億9,500万円と、あと2万3,382円と、ちょっと細かいんですが、これだけの基金が残っております。また、この基金を使って様々な事業に取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この基金の在り方ですが、昨日、読売新聞でね基金の、このふるさと納税の基金の在り方についていろいろと載ってました。あまりにも高額な寄附金が集まって、どうしていいのかわからないというか悩んでいるぐらいの自治体もあるというようなことで、ただ、この積立金をあまりにも増やして、寄附金を効果的にね、その寄附者の思いがしっかりとそこに生かされているのかどうかというところが、これが大きな問題となっているというような内容だったと思います。大洗町も今回もそこにさらに3億円加えるということになると、これ、一体何に使うんだろうかというふうに考えていかなきゃならないし、寄附者の思いをどう具体化していくかということが大きなテーマだと思うんですね。

またもう一つ、町民からは、ふるさと納税が何億円集まったという話も出ててね、実際何に使っているのかというのが具体的によくわからないというところがありますよね。ですから、そういうことを考えた時に、ただずっとこのまま積み立てていくのか、あるいはこれに使いたいんだよというようなものがあるのかどうかね、その辺をもう一度伺います。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 菊地議員の再度のご質問にお答えしたいと思います。

先ほどの報道であるとおおり、特定目的基金がどんどん膨れ上がっているというようなお話、私も拝見しましたけれども、大洗町、実際にですね、今、特定目的基金、これ令和4年度末ですけども、9億300万ほどあります。このうちのふるさと納税が、先ほど申し上げました4億9,500万円ですので、約半分以上はふるさと納税が原資として様々な活動に使っているというところなんです。

寄附者の使途に合わせてというお話ですけども、一例を申し上げますと、例えば北海道洋上体験学習であったりとか、それからまつり実行委員会の補助金であったりとか、そういう形で使用させていただいているというところがございますので、引き続き広報をしっかりとしながらですね、町

民にもわかっていただけるように取り組んでまいりたいと思いますので、宜しく願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 寄附者が例えば福祉に使ってほしい、子育てに使ってほしい、観光に使ってほしいという、それぞれの思いをもって寄附しているわけですね。返礼品が目当てだろうなんていう見方もありますけども、それがあつたとしても大洗町で是非その子育てに使ってほしいとかという、そういう目的をもってしっかりと寄附していただいているというふうなことを考えると、やっぱりそれに沿ったお金の使い方、これはやはりできるだけ早く使ってあげることが、寄附者のね行為に対する、まさに返礼だと思うんですね。そういうことをしっかりと踏まえて考えていっていただきたいなというふうには思います。どんどんどんどん積み立てるといのは、あつてはならないやり方ではないかというふうには思いますが、その辺をもう一度伺います。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 再度のご質問にお答えいたします。

当然ながら、その6つの使途です、今、ふるさと納税の寄附を使って様々な活動、福祉の部分も使っておりますけれども、やはりこの寄附額をもう少し伸ばしながら、さらに様々な町民の要望に対してですね応えられるように、しっかりその寄附を集めるだけではなくて活用していくという形で取り組んでいきたいと思っております。基本的には、昨年度の寄附金の半分をですねこのふるさと納税のほうで充てているというような形で今取り組んでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） ほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第58号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（飯田英樹君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第58号は、原案のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（飯田英樹君） 以上で、本臨時会に付議されました議会構成等、全ての案件を議了し、閉会の運びとなりました。各位のご協力によりまして、議事が極めて円滑に進行できましたことを心から御礼申し上げます。

議会運営等につきましては、皆様方のご期待に応えられるよう精一杯努めさせていただきますので、議員各位並びに執行部各位のご支援、ご協力を賜りますよう宜しく願い申し上げます。

これをもちまして、令和5年第1回大洗町議会臨時会を閉会いたします。

各位大変ご苦勞様でした。

閉会 午前11時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 飯 田 英 樹

臨 時 議 長 勝 村 勝 一

署 名 議 員 関 根 健 輔

署 名 議 員 小 野 瀬 と き 子